

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年8月19日(2010.8.19)

【公表番号】特表2010-503046(P2010-503046A)

【公表日】平成22年1月28日(2010.1.28)

【年通号数】公開・登録公報2010-004

【出願番号】特願2009-527660(P2009-527660)

【国際特許分類】

G 0 2 C 5/22 (2006.01)

【F I】

G 0 2 C 5/22

【手続補正書】

【提出日】平成22年7月5日(2010.7.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

レンズ支持部品と、ユーザに眼鏡フレームを支持するためにレンズ支持部品から延在する一対のテンプルと、そのテンプルの一つをそれぞれレンズ支持部品に連結するためのヒンジ部品とを具える眼鏡フレームにおいて、

それぞれのヒンジ部品は、互いに直交する一対のピボット軸線を具え、それにより、当該ピボット軸線周りの、テンプルとレンズ支持部品との間の移動が可能となり、

前記レンズ支持部品に対して安定な位置において、少なくとも一方の前記ピボット軸線周りに作用可能な付勢要素を具え、前記付勢要素が、テンプルを所定の位置に戻すように作用することを特徴とする眼鏡フレーム。

【請求項2】

請求項1に記載の眼鏡フレームであって、前記所定の位置が、前記一のピボット軸線により与えられる移動範囲内の中央である眼鏡フレーム。

【請求項3】

請求項1に記載の眼鏡フレームであって、

前記ヒンジ部品は、一方のテンプル及びレンズ支持部品とともに移動可能なカム部材を具え、

前記付勢要素は、他方のテンプル及びレンズ支持部品と結び付いて、カム部材上のカム表面に対して作用する眼鏡フレーム。

【請求項4】

請求項3に記載の眼鏡フレームであって、前記カム表面は、レンズ支持部品に対してテンブルが所定の位置に戻るような形状を有する眼鏡フレーム。

【請求項5】

請求項4に記載の眼鏡フレームであって、前記カム表面はピボット軸線からの半径が最小となる中心位置を有し、中央部の両側面に向かうにつれて半径が次第に増加する眼鏡フレーム。

【請求項6】

請求項5に記載の眼鏡フレームであって、前記付勢要素は、カム表面に係合するフォロワと、カム表面に対してそのフォロワを付勢するバネとを具える眼鏡フレーム。

【請求項7】

請求項 6 に記載の眼鏡フレームであって、他方のテンプルとレンズ支持部品との間で、スライド可能にフォロワを支持する眼鏡フレーム。

【請求項 8】

請求項 7 に記載の眼鏡フレームであって、前記付勢要素は、フォロワの延在部上で支持されるバネである眼鏡フレーム。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の眼鏡フレームであって、前記バネ及びフォロワは、他方のテンプル内部及びレンズ支持部品内部の先細の穴内に配置され、前記一のピボット軸線を画定するピンによりその穴内に保持される眼鏡フレーム。

【請求項 10】

テンプルをレンズ支持部品に連結するヒンジ部品において、そのヒンジ部品は、直交する平面に配置されて互いに向き合う一対のカム表面を有するカム部材と、前記各平面にそれぞれ垂直に延在し、カム部材とレンズ支持部品とテンプルとのそれらの間ににおける相対移動のための、直交するピボット軸線を画定する一対の軸線と、それぞれ一のカム表面と関連付けられる一対のフォロワと、カム表面と接触してフォロワを支持するためにフォロワに作用する一対の付勢部材とを具えるヒンジ部品。

【請求項 11】

請求項 10 に記載のヒンジ部品であって、前記カム表面は、その安定した位置を与るために、中央部の両サイドから増大する半径を有するヒンジ部品。

【請求項 12】

請求項 11 に記載のヒンジ部品であって、前記フォロワはそれぞれ、前記一の軸線それぞれに対して半径方向にスライド可能であるヒンジ部品。

【請求項 13】

請求項 12 に記載のヒンジ部品であって、前記付勢部材はそれぞれ、前記軸線それぞれに対してフォロワを付勢するように作用するバネであるヒンジ部品。

【請求項 14】

請求項 13 に記載のヒンジ部品であって、前記バネをフォロワの延在部上に取り付けるヒンジ部品。

【請求項 15】

請求項 14 に記載のヒンジ部品であって、前記フォロワはそれぞれ、それぞれの筐体内にスライド可能に取り付け、前記一の軸線によって保持されるヒンジ部品。

【請求項 16】

請求項 15 に記載のヒンジ部品であって、前記筐体を、テンプルやレンズ支持部品と一緒にとして形成するヒンジ部品。

【請求項 17】

請求項 15 に記載のヒンジ部品であって、前記筐体は、テンプル及びヒンジ部品を受けるために、ソケットを具えるヒンジ部品。